

● 副作用への備え方

接種前後に気をつけること

ワクチンにもよりますが、38℃以上の熱が出ることも少なくありません。病気による発熱は、経過が予想できることが多いですが、ワクチンの副作用による発熱は、次になにが起こるかわからないので心配です。

接種を受ける以前（できれば10日前）から、こどもの体調をメモしておき、すぐに医師の診察を求めましょう。日ごろから育児日記などをつけていれば、なお役立つでしょう。

熱がさがっても、10日程度はこどもの体調を観察する必要があります。ワクチンには、ワクチンそのものの成分だけではなく、さまざまな添加物もふくまれています。

また風しん、はしか、おたふくかぜのような生ワクチンは、それぞれの毒性を弱めたウイルスが体内で増えるのですが、その速度に差があるので、発症するまでの日数が異なります。

そのため、混合ワクチンでは、熱がさがったからといってもまたあがることもあり、安心できないところがあります。症状の種類や程度、起こる時期などは、人によってもちがいます。

いずれも、少なくとも1ヶ月程度までのあいだになにか症状があれば、副作用かもしれないことを考慮に入れてください。

長期間の観察と記録を

2011年に始まった子宮頸がん（HPV）ワクチンの公費接種の過程で問題になった被害が、従来のワクチンによる被害の様子とはまるでちがっていました。年単位の期間において発症する例もあるということから、今後は長いあいだの観察と記録をすることが求められます。

子宮頸がんワクチン以外でも、国の審査会などの基準を越えて発症する可能性も考えるべきかと思います。現在の予防接種法が施行される際に、副反応報告の基準が見直され、たとえば脳炎・脳症などは接種後21日までとされていたものが、28日までとされるなどの変更がありました。国の審査会などでは、従来はできるだけ被害を幅狭くとらえようとしてきましたが、そこにおさまらない事例があったゆえの見直しとみられます。

カルテが入手できない場合でも、親の記録がそれに代わるものとして、審査の対象になった事例もあります。いざというときに備え、まめに記録することが大切です。

副作用が起きたときのポイント

- ① 接種後に発熱や頭痛、おう吐、ひきつけなど異常が生じたときは、すぐに医師の診察を求める。診察の結果「予防接種とは関係ない」といわれても、親として副作用が疑われれば、届け出（④参照）をする権利はあります。因果関係は最終的に国の審査会が判定するものですから。
- ② 医師の診断に疑問や不安があったら、ほかの医師にも診断を求める。
- ③ 異常がおさまったようでも、10日程度はこどもの体調

を観察しておく。

- ④ 高い発熱、けいれん、まひなど、副作用と思われる症状が出たときは、定期接種の場合は、市町村や区に、任意接種の場合は、医薬品医療機器総合機構（PMDA）に連絡する。
- ⑤ 被害救済の手続きは、定期接種の場合、市町村や区に申し出ますが、のちに開催される健康被害調査委員会の事故調査報告書や議事録を情報公開制度によって入手しておく。もしも救済されなかったら、国の審査会議事録も同様に入手し、議論の内容、判断の根拠などを検討し、納得できない場合は審査請求（都道府県知事あて）などの検討をする。任意接種の場合は、厚生労働省に対して審査申立をおこなう。その場合、厚生労働省の判定部会議事録を入手することができる。
- ⑥ 任意接種の被害で、医薬品医療機器総合機構（PMDA）に救済給付申請をするときには、接種した医師の「投薬証明書」、診察した医師の「診断書」などを自分で入手する必要がある（書類は、機構のウェブサイトからダウンロード、窓口での請求も可）。
- ⑦ 受付担当者とのやりとりや、こどもの体調は、できるだけ詳しく記録し、提出する書類はコピーをとっておく。
- ⑧ 申請や審査請求、審査申立では、医師の意見書をつけることや、医療事故や薬害に詳しいなどの弁護士に相談することを考えたほうがいい場合もある。
- ⑨ ワクチントーク全国、コンシューマネット・ジャパン、予防接種被害者をささえる会*、全国薬害被害者団体連絡協議会などに連絡をとって、行政から得られない情報を入手することも大切です。

* 1996年に結成された「全国予防接種被害者の会」が、2016年11月2日付でNPO法人化され、名称が変わったもの。連絡先は東京都渋谷区広尾2丁目7番13号。

● 医薬品医療機器総合機構・救済制度相談窓口
〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関3-3-2 新霞が関ビル
フリーダイヤル 0120-149-931
受付／月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

（監修／栗原敦〔MMR被害児を救援する会事務局長〕）

©Kurihara Atsushi、ジャパンマシニスト社 2017